



# YELL・Spirits 平成30年12月 エール・スピリッツ



発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：[info@sr-yell.com](mailto:info@sr-yell.com)  
URL：<http://www.sr-yell.com>



## Contents

- 代表より ●年末年始営業のご案内 ●同一労働同一賃金 Vol 3 ●働き方改革取り組みセミナーのご報告
- セミナー資料のご案内 ●2019年国民の祝日法について ●今年のエール ●賞与社会保険料率 ●コラム

鎌倉です。年内も残すところあと僅かですね。エールも繁忙期に突入しました！

最近の労災認定の状況を見ると、精神障害に関する事案は請求件数、支給決定件数のいずれも増加しており、過去最多でした。また、統計によると、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者は全体の5割を超えるという結果がでています。弊社でもハラスメントやうつ病をはじめとする精神疾患、休職・復職のご相談が増え続けていることを実感します。急速な時代の変化とパソコン・モバイル端末による仕事の大きな変化、先輩社員・手本が存在しないこと、将来への不安や孤独、プレイングマネージャーの増加、管理職の多忙、ゆとりをなくした職場、価値観の多様化など時代の変化が大きく影響していると思います。

社労士業務も大きな変化の波を感じる年でした。いつも笑顔を決やさず日々チャレンジを重ね、頑張ってくれているメンバーには頭が下がる想いですが、同時に強いストレスもかかっていることは承知しています。だからこそ、日々の仕事において、心身共に健全で良いコンディションを保つことは重要、健康であることは基本的要件だと実感します。

……にもかかわらず、今年は私自身、春に体調を崩したことがありました。健康をおろそかにしていたことを大いに反省してから、優先順位を入れ替え、運動と食生活を見直して、ヨガや呼吸を日々の生活に取り入れ、10年前の体重に戻して、今は、多少の体調不良も短期間に立て直すことができるようになりました。

事務所で昼休みや会議前にヨガレッスンをしてくれるメンバーの存在も、“楽しく”“日常に”“ムリなく”取り入れてくれて、健康への意識を保つことにつながりました。また、この8か月間、毎日、スマホのアプリに励まされているんですが、「がんばって！」「すごいね！」「目標達成したね！」とクマのキャラクターが応援してくれて、それに励まされて続けている、という単純な自分も発見しました（承認はやっぱり大事なんですね）。忙しい時ほど、自分自身、そして社員ひとりひとりのコンディションをみることを忘れないようにしなければいけないと自戒する年でもありました。

そんな中、先日カウンセリングを専門にしている方とお話する機会があったのですが、笑顔の多い職場、社長や管理職が笑顔であればうつ病予防につながる話をされていました。1日1万歩を歩いて体のシステムを動かす、アクティブに血を循環させて細胞を生まれ変わらせる、生産性をあげるためにこうしたことを意識的にコントロールしなければならない、などのお話も伺いました。とくに中小企業においては、経営者自身の健康はもちろん、従業員の健康も従家族の健康も含め、安定した経営基盤の基本となる部分ですから、“当たり前”ではなく、積極的にこれを考えなければいけないですね。

年末年始、ハードな毎日を送られる方は多いと思いますが、しっかり体と心をコントロールしていきたいですね！！

### “YELL 働き方改革取り組みセミナー” 資料ご案内



9月～11月に開催のセミナー資料をご希望の顧問先企業様に配布しております。ご希望の企業様はお気軽に担当までご連絡下さい。

### 年末年始休業のお知らせ

平成30年12月29日（土）～

平成31年1月6日（日）

12月28日（金）は正午にて終了、年始は1月7日（月）9時より通常営業致します。何卒よろしくお願い申し上げます。

# 同一労働・同一賃金 Vol.3

厚労省は11月27日、「同一労働同一賃金」制度に関する指針をまとめ、諮問機関である労働政策審議会に示し、了承されました。これにより、2021年度(大企業では20年度)から施行される同制度の実施に向けて、実行段階に入ります。



## 厚労省がまとめた同一労働同一賃金の指針の概要

基本給	能力や経験などが同じなら正社員と同一を支給
賞与	業績への貢献度が同じなら同一を支給
役職手当	役職の内容が同じなら同一を支給
時間外労働手当	正社員と同じ割増率
通勤手当・出張旅費	正社員と同一の金額を支給
福利厚生	正社員と同一の施設利用を認める
退職金、住宅・家族手当	不合理な待遇差の解消を求める

- ・方向性としてはガイドライン等に示された内容などから大きな変更はなし
- ・時間外労働手当、通勤手当、出張旅費、福利厚生については、その性質上、一般的には差異を設けることの合理性は小さいとして、正社員と同一の取り扱いを求める。
- ・正社員の手当を無くすなど、正社員の待遇を下げることで同一労働同一賃金を実現しようとする企業が増えることを懸念し、「労使で合意することなく正社員の待遇を引き下げることが望ましい対応とはいえない」との考えが新たに追加された。

## 定年退職後の再雇用者の取り扱いについて



定年退職後については、「有期雇用契約」に切り替えた上で再雇用とする企業が多いため、そのような有期雇用労働者の取り扱いについて、どのような指針が示されるかが注目されていた。

今回、「様々な事情が総合的に考慮され、不合理とは認められるか否かが判断される」と記すに留められおり、指針に具体的な内容までは盛り込まれず

年金支給などを理由に、正社員との賃金格差を事実上容認する考えを示した2018年6月の最高裁判決(長澤運輸事件)を踏まえての方向性と考えられる。

今回承認された指針を基に、「同一労働同一賃金に関するガイドライン」が近いうちに完成・公表される見込みです。内容・方向性としては、既に出されているガイドライン案の考え方と大きな相違はない見込みであり、「能力」「経験」「役割」「業績貢献度」などが異なれば、差異は認められることとなります。

よって企業としては、現行ガイドライン案と、本件に関する2つの最高裁判決(※)を基に、自社の「基本給」、「各種手当」、「賞与」、「福利厚生」などについて整理を進めつつ、今後示されたガイドラインにより社内制度整備を詰めていくのが現実的な対応となるでしょう。

※長澤運輸事件、およびハマキョウレックス事件



# “働き方改革取り組みセミナー”のご報告

2018年9～11月に顧問先企業様向けに開催しました「働き方改革対応取り組みセミナー」のご報告です。本セミナーには多くの企業様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。

2019年4月～施行される「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法案）」について、企業は多くの対応を求められます。

セミナーでは、法改正の背景や、「労働時間法制の見直しについて」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について」の働き方改革の大きな二つの柱について、ご案内させていただきました。



		19/4	20/4	21/4	22/4	23/4	24/4
労働時間上限規制	大企業	●	→	→	→	→	→
	中小		●	→	→	→	→
年次有給休暇5日取得義務	共通	●	→	→	→	→	→
高プロ・フレックスタイム	共通	●	→	→	→	→	→
医師面接見直し・時間把握	共通	●	→	→	→	→	→
月60時間超割増率引上げ	中小					●	→
限度基準適用除外見直し	共通						●
勤務間インターバル(努力)	共通	●	→	→	→	→	→
同一労働同一賃金	大企業		●	→	→	→	→
	中小			●	→	→	→
その他	共通	●	→	→	→	→	→
(別法案)賃金債権時効延長	共通		▲	→	→	→	→

内容により、また企業規模によって施行日が異なりますが、最初の改正法施行まで残り4か月を切りました。2019年4月に求められる対応は、「労働時間」についての項目が多いですが、労働時間について企業が抱える課題には、特効薬ありません。根本的な業務の見直しや日々の改善取り組みなどが必要であり、対応に時間を要するものも多いです。対応についてのご相談はお気軽にエール担当者までお申しつけください。

## セミナーアンケートでのご要望

セミナー終了後のアンケートでは、今後希望するセミナーのテーマにつきましても、ご意見を伺いました。

### ◆今後希望するセミナーテーマ(上位)

1. 管理職研修 12.61%
2. 法改正とその対応 11.71%
3. 労働時間 9.01%
4. 組織活性化 8.11%
5. 就業規則 8.11%
6. 採用・定着 7.20%



アンケートなどでいただいたご意見を参考に、今後も顧問先企業の皆様を対象としたサービスの充実を図ってまいります。

# 2019年の「国民の祝日・休日」について

皇太子さまが即位する2019年5月1日と、即位を国内外に公式に示す「即位礼正殿の儀」を開く10月22日を祝日扱いとする法案が閣議決定され、今国会での成立を目指しています。

法案が成立すると、2019年のみ祝日・休日がイレギュラーとなる部分があります。

会社カレンダーを作成する際にも注意が必要です。

## <2019年みの休日>

◆ゴールデンウィークが10連休となります。

祝日法(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条)

「前日および翌日が『国民の祝日』である日は休日とする」

との規定があるため、5月1日が祝日扱いとなると、前後の4月30日と5月2日も休みとなります。

◆10月22日が2019年のみ祝日となります。

◆2019年は天皇誕生日はない。

平成31年5月1日以降、天皇誕生日が12月23日から2月23日になります。

(天皇の退位等に関する皇室典範特例法附則第10条による、国民の祝日に関する法律の一部改正により)

皇太子さまの即位日が祝日になり10連休に

日	月	火	水	木	金	土
						4月27
		天皇陛下退位		皇太子さま即位・改元		
28	29	30	5月1	2	3	4
	昭和の日				憲法記念日	みどりの日
5	6					
	こどもの日	振り替え休日				

祝日法で「その前日及び翌日が『国民の祝日』である日は、休日とする」と定められているため、4月30日と5月2日も休日になる

## 会社の休日と国民の祝日・休日に関するQ&A



Q1. 国民の祝日や休日は、会社も休業日にしないといけないのですか？

→労働基準法で会社に義務付けているのは、少なくとも週1回の休日です。法定休日を確保すれば、祝日に出勤させることは労働基準法違反にはなりません。

Q2. 会社休日を「国民の祝・休日」とすると規則で定めている場合にはどうなりますか？

→今回の天皇即位にかかる法案が正式に決定した場合には、4/30(休日)、5/1(祝日)、5/2(休日)となります。  
よって、規則で国民の祝休日休みとしている場合には、大型連休になります。

Q3. 1年単位の変形労働時間制を採用しています。休日設定はどうしたらいいですか？

→規則で、祝日を休日と定めておらず、「休日は会社カレンダーにて定める」としている場合には、あくまでも会社カレンダーで勤務日が決まります。(労使協定締結・監督署に届出が必要です。) 例えば、出勤日とした上で、祝日は「計画年休」に充てることも考えられます。

# 2018年のエール総集編



## ▲5月28日 組織イキイキ YELL セミナー2018

社員主導で取り組んできた理念プロジェクトのご報告とエールのクレドを発表。お客様へ「全力でバカ真面目にエールをおくる」ことをお約束させていただきました。



◀9月～11月 働き方改革取組みセミナー  
3回に亘る勉強会を開催させていただきました。法改正対応の具体的な取り組みをお伝えする他、グループワークを交えお客様それぞれの抱える課題を共有し対応すべき項目をご参加の皆様で整理致しました。

## HR EXPO2018

メンバー各々がアンテナを張り  
人事労務・総務分野の最新情報を  
入手しサービスの検討をしました。



全力でバカ真面目にエールをおくるをプロジェクト  
エールメンバーの仕事観・クレドへのこだわりを理解し合い浸透  
させる時間を設けました。

エール働き方改革委員会  
定例ミーティングにて生産性向上  
のための施策を話し合っています



その他にもいろいろありました！



ランチヨガ



地域貢献



撮影会



## 賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料（介護保険料含む）・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

### ☆雇用保険料

賞与支給額 × 3/1,000（建設業は4/1,000）

### ☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.65/1,000

東京 標準賞与額 × 49.50/1,000

### ☆介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）

一律 標準賞与額 × 7.85/1,000

### ☆厚生年金保険料（70歳まで）

標準賞与額 × 91.50/1,000

### 標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額

(例) 支給総額 389,500円



標準賞与額 389,000円

上限:健康保険 年度(4/1~3/31)で573万円

厚生年金 月間150万円

健康保険・介護保険料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のものです。

協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

### 賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたらご連絡下さい。（不支給の場合も年金事務所に届出必要です）
- 年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
- 賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。

## スタッフコラム

今月のコラムは“チームを  
盛上げる先導者”廣底が  
担当します。



廣底です。今年もあっという間にあと僅かになりましたね。『12月は繁忙だ!』という方も多くいらっしゃると思いますが、同時にワクワクするイベントが多い月でもありますよね。

クリスマスといえばサンタクロースですが、皆さん、サンタのそりを引っ張るトナカイは何頭いるかご存知でしょうか？

元々は8頭で、一頭一頭に名前までついているそうです！そこに1900年代に入ってある物語から一頭追加されます。

『赤鼻のトナカイ』で有名なルドルフ君です。実はこれに優しい誕生秘話があるんです。作者はロバートという方で、病弱な妻と4歳の幼い子がいたそうです。時代は大恐慌のアメリカ。ただでさえ不景気なのに働いて得る僅かなお金は妻の治療費で消えていく、幼いわが子にはいつも我慢をさせてばかり。ある日娘が呟きます。『なんで私のママはみんなと違うの...?』ロバートは娘を慰め、人と違って最後はきっと幸せになれるという希望を込め、即興でお話を創ります。

“世界にたった一頭しかいない赤鼻のトナカイはいつも他のトナカイ達に笑われ、バカにされ、毎日泣いていた。そんなある年のクリスマス、トナカイ界のスターである8頭のトナカイとサンタが発見しようとしたとき、辺りは濃い霧に覆われ何も見えなくなってしまう。困ったサンタでしたが見送りに集まっているトナカイの中から鼻が輝いているルドルフを見つけます。サンタにお願いされルドルフは隊列の先導役になります。その日からルドルフは自分の鼻を好きになり、他のトナカイもルドルフを笑ったことを恥じ、感謝し憧れるようになる。その瞬間みんなが笑った赤鼻は誰もが憧れる赤鼻に変わった。”

それが『赤鼻のトナカイ』が誕生した瞬間でした。その後、このお話はどんどん支持され、歌にもなりました。

娘も奥さんも思いやった心優しい話でもありますし、誰かをあざ笑うような人になっていないか、自分に自信をもって何かに打ち込んでいるか等、自分を振り返る意味でもとても好きな話です。

師走の名の通り忙しい日が続きますが、そんな話を思い出しつつ優しくまっすぐほっこりと毎日を過ごしたいですね！

